

事 務 連 絡 令和7年10月20日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について (その30)

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中

公益社団法人 日本歯科医師会 御中

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

一般社団法人 日本病院会 御中

公益社団法人 全日本病院協会 御中

公益社団法人 日本精神科病院協会 御中

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中

公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中

一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中

一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中

一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中

一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中

公益社団法人 日本看護協会 御中

一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中

公益財団法人 日本訪問看護財団 御中

独立行政法人 国立病院機構本部 御中

国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中

国立健康危機管理研究機構 御中

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中

国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中

独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中

独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中

健康保険組合連合会 御中

全国健康保険協会 御中

公益社団法人 国民健康保険中央会 御中

社会保険診療報酬支払基金 御中

財務省主計局給与共済課 御中

文部科学省高等教育局医学教育課 御中

文部科学省高等教育局私学部私学行政課 御中

総務省自治行政局公務員部福利課 御中

総務省自治財政局公営企業課準公営企業室 御中

警察庁長官官房人事課 御中

労働基準局安全衛生部計画課 御中

労働基準局補償課 御中

各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

事 務 連 絡 令和7年10月20日

地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 御中 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について (その30)

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第57号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第4号)等により、令和6年6月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【総合入院体制加算及び急性期充実体制加算】

- 問1 区分番号「A200」総合入院体制加算及び区分番号「A200-2」急性期充実体制加算の施設基準における「特定の保険薬局との間で不動産取引等その他の特別な関係がない」とは、具体的にはどのようなことを指すのか。
- (答)「特定の保険薬局との間で不動産取引等その他の特別な関係がない」ことについては、 調剤点数表の特別調剤基本料における考え方と同様である。具体的には、次の①から④ までのいずれにも該当しない場合を指す。
 - ① 保険医療機関が当該保険薬局と不動産の賃貸借取引関係にある場合
 - ② 保険医療機関が譲り渡した不動産(保険薬局以外の者に譲り渡した場合を含む。) を当該保険薬局が利用して開局している場合
 - ③ 保険医療機関に対し、当該保険薬局が所有する会議室その他の設備を貸与している 場合
 - ④ 当該保険薬局が保険医療機関から開局時期の指定を受けて開局している場合 なお、①から④までの詳細については、調剤点数表の特別調剤基本料に係る規定を参 照すること。

ただし、総合入院体制加算及び急性期充実体制加算の施設基準においては、病院が特定の保険薬局との間で不動産取引等その他の特別な関係があれば、当該保険薬局の所在する建物内に診療所が所在している場合でも、「特定の保険薬局との間で不動産取引等その他の特別な関係がない」に該当しない。

これに伴い、「疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和4年3月31日事務連絡) 別添1の問61は廃止する。

(参考) 調剤基本料の施設基準通知(抄)

- 第88の4 特別調剤基本料A
- 2 特別調剤基本料Aの施設基準に関する留意点
- (2)「保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局」とは、次のアからエまでのいずれかに該当するものであること。ただし、当該保険薬局の所在する建物内に診療所が所在している場合は、ここでいう「保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局」には該当しない。
 - ア 当該保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局である場合
 - イ 当該保険医療機関が譲り渡した不動産(保険薬局以外の者に譲り渡した場合を含む。)を利用して開局している保険薬局である場合
 - ウ 当該保険医療機関に対し、当該保険薬局が所有する会議室その他の設備を貸与している保険薬局である場合
 - エ 当該保険医療機関から開局時期の指定を受けて開局した保険薬局である場合

【診療録管理体制加算】

- 問2 「A207」診療録管理体制加算の施設基準において、「専任の医療情報システム安全管理責任者を配置すること。また、当該責任者は、職員を対象として、少なくとも年1回程度、定期的に必要な情報セキュリティに関する研修を行っていること。」とあるが、厚生労働省委託事業として運営される「医療機関向けセキュリティ教育支援ポータルサイト (MIST https://mist.mhlw.go.jp/)」上で提供される研修に職員を参加させた場合は、ここでいう「情報セキュリティに関する研修を行っていること」に該当すると考えてよいか。
- (答) 該当する。MIST で提供される研修には、一般職員向けの「初学者等向け研修」、経営層向けの「経営者向け研修」、システム担当者向けの「システム・セキュリティ管理者向け研修」等があり、対象者に応じて適切に活用すること。

なお、e-learning により研修を実施する場合は「疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和4年3月31日事務連絡)別添1の問257について留意すること。

【医療安全対策加算】

- 問3 「A234」医療安全対策加算1の施設基準において「専従の看護師、薬剤師その他の医療有資格者が医療安全管理者として配置されていること」とされているが、この専従の医療安全管理者が、「A234-5」報告書管理体制加算の施設基準における「報告書確認対策チーム」が月1回程度開催する報告書管理の評価に係るカンファレンスに構成員として参加することは、施設基準通知の1の(2)に規定する医療安全管理者の業務に該当するか。
- (答) 該当する。